

## 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に 関するワーキングチーム（第1回・第2回）の意見の概要

※【第2回】と記載のないものは第1回での議論

### 【総論】

#### （検討の進め方について）

- 非常にスケジュールがタイトであり、優先的に議論する課題を決めた方がよい。議論の順序を考える上で、運用で処理できるものとそうでないものを分けて考えることも必要ではないか。
- 初めから論点を絞るべきではなく、全体の議論をする中で、自然と優先順位付けは明らかになっていくものである。「著作権」の問題と「著作隣接権」の問題は相互に関連するので、どちらが優先かを決めることは困難。いずれにしても、本格的な検討は、権利者へのヒアリング終わった後に行うことが適当。
- タイトなスケジュールの中で多くを追求し過ぎると虻蜂取らずになる。その中で、放送と同時配信で制度のバランスが取れていないところを重点的にピックアップし、その点を検討して行くというアプローチが考えられる。
- 限られた時間の中で出来ることを行うというのが前提。海外との制度比較の調査研究も実施しているので、海外での取扱いも参考にしながら検討を進めることも重要。
- メリハリをつけて検討を進めることが必要。制度改正だけで解決しようとしても上手く進まないなので、運用面の改善も併せて検討する必要。

### （課題の整理について）

- 放送事業者側から制度的課題として挙げられたものの中には、法制度上の話とビジネス上の仕組み・慣行の話が混在しており、スケジュールがタイトな中で対応がより複雑になってしまっている。両者は区別して議論すべきであり、法律としてできることのほか、ビジネスとして汗をかくべき話もある。また、放送業界のほかにも権利処理に苦勞している分野はあり、そことの整合性についても問題となる。制度改正は、著作権や著作隣接権全般に影響するものであり、権利者の意見を聴いたうえで整理を行っていく必要がある。
- 制度面の課題と運用面の課題が混在しているので、よく整理していく必要がある。
- 楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理については、運用面の課題に近いと思う。

### （関係者間の調整について）

- 本課題については、ステークホルダー間の調整が適切に行われることが前提となる。放送事業者側が権利者と調整し、理解を得るための対策を検討したり、権利者側へのメリットを示す必要がある。

### （制度改正の影響・効果の把握について）

- この制度改正によってどのくらいの効果が出るのかを把握することが重要。放送事業者側の配信の円滑化の程度、権利者側のビジネスの豊かさに与える影響の程度、消費者の便益の高まりの程度について、制度改正を要望する側（放送事業者側）が明らかにすべき。
- フタかぶせ率や権利処理件数の低下などのKPIを設定し、制度改正によってどの程度課題が解決したかを把握・分析できるようにしておくべき。

## 【各論】

### （措置内容について）

- 放送と同時配信等は別個のサービスであり、法的に同じサービスだと位置付けることは難しいと思うが、放送と放送付随的同等配信とは実体的には同様の面があるので、できる限り同様に取り扱って欲しいという意見は理解できる。例えば、放送の際の許諾に関して一定の範囲で推定を肯定するなどの工夫も考えられる。
- 放送を許諾すれば自動的に同時配信もできるようにするといった権利制限を設けるのは、かなり思い切った措置であり、慎重に検討する必要
- 権利者側として、放送での利用は良いが同時配信での利用はダメというケースがあまりないのであれば、（権利者が意思を明示していない場合に）放送の許諾を得た場合に、同時配信もできるようにすることなども考えられる。権利者側の通常の意味がどこにあるかを考えることが重要。
- 放送と同時配信はビジネスとしては別物であり、その性質からして同一の扱いがふさわしくないものについては、その処遇に違いが生じてもやむを得ない面もある。他方、アウトサイダーへの対応など、放送及び配信に共通の課題については、今後の引き続きの議論に回した方がよいかも知れない。
- 権利者の意見を聴かないと方針は見通せない。その中でも、現行権利制限規定の見直しは検討が必須の事項であり、個々の条文ごとに具体的に対応を検討すべき。また、借用素材の権利処理の円滑化についてニーズが高いとのことだが、基本的には許諾の範囲の話であり、当事者の意思が明確であればそのとおりの効果が及ぶ。ただし、当事者の意思が不明確な場合に、同時配信等の可否をどう解釈するかという点について何らかの規定を置くことは考えられる。
- 運用面の課題として、権利者団体の加入率を高めるインセンティブ制度について議論すべきではないか。

- 第38条第3項については、放送事業者側の行為ではなく、受信側の行為が問題となっている。この条項の改正は、放送事業者による同時配信等を直接促進するものではないので、他の権利制限規定の見直しとは別に考える必要があるのではないか。【第2回】
- 権利者団体から、第38条第3項について、従来からの規定への不満や改善の要望が出ていたが、本件対応とそもそも論の大きな論点は区分して、後者は将来の検討課題とすべき。第44条についても同じ。検討の終期も決められているため、本課題を解決するために必要最低限の対応に絞った方が良い。【第2回】
- 法整備に当たっては、補償金を上手く組み込めるかどうかが重要。【第2回】
- (著作権の管理について)「放送」と「同時配信」とは、法的な概念は異なるものの、同じ公衆送信であり、また、同じ放送対象地域の視聴者からみれば同じタイミングで同じ内容を受信するものであって、視聴端末が異なるだけともいえるため、必ずしも別々に管理する必要はないのではないか。【第2回】
- 集中管理の度合いが高い領域は運用実態面からの改善による権利処理も検討可能だが、集中管理が進んでない領域は何らかの手段を考える必要。【第2回】

#### （「アウトサイダー」の定義について）

- 権利者団体の加盟者が全て一括処理の手続を使っているわけではないため、権利者団体に属しているか否かというよりは、その手続を利用しているかどうかに着目した方が良い。「アウトサイダー」という言葉のニュアンスも良くないため、ネーミングを含めて検討する場があると良い。
- 「アウトサイダー」の定義は、それ自体を一つの論点としても良いくらい大きな問題。今後議論をしていくうちに決まっていくものなので、現時点で定義を決め打ちにしないほうが良い。

（以上）